

① 計画の策定に当たって

◆ 計画策定の趣旨

少子高齢化、高度情報化などが急速に進み、社会に様々な課題が生じている中、国においては、教育基本法の改正や学習指導要領の改訂を行い、平成18年12月の教育基本法改正を受け、新たに教育振興基本計画を策定する等、教育の改革を行っています。

こうした状況を踏まえ、本市教育の一層の振興を図るために、教育分野における本市の目指すべき姿と進むべき方向性を定め、中・長期的視点に立った本市の教育に対する考え方や事業の進め方などを明らかにするため、平成28年度以降における『白石市教育振興基本計画』を策定したいと考えました。

◆ 計画の位置付け

- この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本市教育振興のための基本計画です。

教育基本法（抜粋）

《教育振興基本計画》

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。

◆ 計画の期間

- 平成28年度から平成32年度までの5年間において、白石市教育委員会が取り組む重点的な施策や、教育の方向性について示しています。